

事業優先順位		2 細事業:子ども手当支給事業						整理番号	05
目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに手当を支給する。								
目標	手当の適正支給。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成22年度	根拠法令	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法				
事業費・財源	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	平成24年度	比較	
		一般財源	302,293			内訳	303,880		
		国府支出金	37,799			事業費	302,293		
		地方債	264,494			人件費	1,587		
		その他特定財源	0			公債費	0		
			0			一人あたり(円)	2,692		
			0			世帯あたり(円)	6,444		
			0			職員数(人)	0.20		
			再任用職員数(人)	0.00					
今後の方向性	当該手当は、平成25年3月末で廃止された。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	15歳(中学校修了前)までの児童を養育する父母等のうち生計の中心者7600世帯				
	A	A	B						

事業優先順位		3 細事業:助産施設入所事業						整理番号	03
目的	「児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。」という児童福祉法第1条に定められた目的を達成するため。								
目標	助産施設への入所措置を適正に行う。								
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成13年度以前	根拠法令	児童福祉法				
事業費・財源	財源内訳	事業費(決算額)(千円)	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数	総コスト(千円)	平成24年度	比較	
		一般財源	8,800			内訳	11,974		
		国府支出金	3,043			事業費	8,800		
		地方債	4,634			人件費	3,174		
		助産施設入所負担金	0			公債費	0		
			1,123			一人あたり(円)	106		
			0			世帯あたり(円)	254		
			0			職員数(人)	0.40		
			再任用職員数(人)	0.00					
今後の方向性	入院助産が適切に行われるよう引き続き適正実施に努める。								
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	経済的理由により入院助産を受けることが困難な世帯				
	A	A	B						

細事業：子ども手当支給事業

1. 子ども手当支給事業

次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに、中学校修了前の子どもを養育する者に対し手当の支給を行った。本年度の支給者数と支給額は次表のとおりであった。

●H24年3月分まで

	区分		月額	延子ども数	支出額
	(特別措置法分) 子ども手当	3歳未満	被用者	15,000円	3,020
非被用者			15,000円	1,049	15,735,000
3歳以上～ 小学校修了前		被用者	10,000円	11,085	110,850,000
			15,000円	1,324	19,860,000
		非被用者	10,000円	3,707	37,070,000
			15,000円	599	8,985,000
小学校修了後～ 中学校修了前		10,000円	6,403	64,030,000	
合計				27,187	301,830,000

●H23年10月分まで

	区分		月額	延子ども数	支出額
	(つなぎ法分) 子ども手当	3歳未満	被用者	13,000円	16
非被用者			13,000円	0	0
3歳以上～ 小学校修了前		被用者	13,000円	0	0
			13,000円	0	0
		非被用者	13,000円	0	0
			13,000円	0	0
小学校修了後～ 中学校修了前		13,000円	0	0	
合計				16	208,000

- ・被用者 厚生年金等に参加する養育者
- ・非被用者 農業・自営業者等の養育者

細事業：助産施設入所事業

1. 助産施設

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対して助産の実施を行い、助産費用の助成を行った。

助産の実施件数 19件

入所措置費 7,610,995円